

氏 名 マノジュ・L・シュレスタ

学位（専攻分野） 博士(学術)

学位記番号 総研大乙第32号

学位授与の日付 平成9年3月24日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 企業の多国籍化と技術移転-ポスト雁行形態の経営戦略-

論文審査委員 主 査 教 授 濱口 恵俊
教 授 飯田 経夫
助 教 授 柏岡 富英
教 授 北澤 康男（甲南大学）
助 教 授 溝端 佐登史（京都大学）

本書は「アジアにおける雁行形態的産業発展」を問い、そして、「技術移転の鍵となる知的財産権」問題の経済・経営学的アプローチの欠如した状況を問うという2つの切り口から「企業の多国籍化と技術移転」の問題を分析し、以って3つの問題提起を行うことを意図したものである。

まず、1つ目の切り口である「雁行形態論」に関しては、現在でも「アジアの産業発展」を形容する言葉として使われている「雁行形態的発展」の基になった赤松要教授の提唱された「雁行形態論」の現代的課題を検討し（第1章）、そこでは想定されなかった国際市場の出現、技術進歩の加速化、FDI（対外直接投資）の役割、（第2章）、アジアにみられる新しい分業体制と日系企業の多国籍化戦略（第3章）、国際的な戦略提携の現代的意味（第4章）といったものを検討した。

そして、経済学でも論じられることが少なく、また、経営学ではほとんど取り上げられてこなかった「知的財産権」の問題を2つ目の切り口として、その経済・経営学における重要性を日米間の特許紛争を中心に検討した上で（第5章）、発明、技術の創作者と追随者の関係を象徴的に示す南北問題への考察も行い、以って技術が進歩する限り存在し続けるであろう創作者と追随者の立場及び国際的な知的財産権保護制度の必要性を考え（第6章）、さらに、多国籍企業の受入れ国として大きく政策転換し、外資のもたらす「技術」で躍動的な発展の基礎づくりをはかるインドの現状をまとめてみた（第7章）。それ故に、本書は「企業の多国籍化」については「雁行形態論」、「技術移転」については「知的財産権」という点から、考察を試みたのであるが、各々は相互に密接な関係を有しているため、筆者としては1つのテーマで論じているつもりである。そして、このテーマの下で筆者は以下のような3つの問題を提起した。

まず第1点めは、赤松要教授が1937年に発表されて以来、揺るぎない理論であるかのように信じられてきた「雁行形態論」や、「雁行形態論」が対象製品である伝統的製品を追跡者側からとらえたものであるとするなら、革新製

品が伝統製品に転化していくプロセスを理論化したと思われる Raymond Vernon 教授の「プロダクトサイクル理論」で以って現行のアジアのダイナミズムが説明できるのか、という点である。

産業発展がある種の収斂に向かっている事実があるとは言え、韓国の 256メガ DRAM（書き換え動作が必要な随時書き込み読み出しメモリー）世界初出荷の実現や、台湾のパソコン産業の実態は、後発国が先発国と全く同じ分野を後から追いかけて続けること常に肯定するものではなく、そこには「驚くべき隙間の配列」に資源を集中的にポジショニングする戦略の存在がある。『平成 6 度経済白書』は依然として、「アジアの雁行形態型発展」を強調しているが、この形態を普遍的モデルとし、演繹的にこの理論を以ってしてアジアの産業発展段階を説明する試みは問題だと思われる。何故なら、「雁行形態」は企業の多国籍化、国際市場の出現、めざましい技術進歩という現象が顕著になる以前の発展モデルにすぎなかったと思われるからである。そして、ハイテク産業中心に「雁行形態」が崩壊している現在をあえて「ポスト雁行形態」という時代で呼ぶことにした。

第 2 章では、ポスト雁行形態における「企業の多国籍化」にあつての対外直接投資の役割を J. Dunning 教授の理論的枠組みを考慮に入れ、多国籍企業と国家の関係からの分析を試みた。その政府自身が商社的な役割を担ってまるでバーチャル企業の如く、外国企業との交渉に乗り出している現在の国家戦略は、それらの諸国が先進国多国籍企業の進出を頑なに拒んでいた時代のものとは全く異なるものであるが、それは途上国が 1960、70 年代に危惧していた問題をクリアした上でのものではない故の問題を指摘した。これに関して具体的には 7 章でインドを取り上げ分析してみた。この企業と国家との戦略提携は第 2 の問題提起、「ボーダフル化の進展」につながるものである。

第 2 の問題提起は近年さかんに濫用されている「ボーダレス」という概念に疑問を提したものである。近年の日系企業の急激なアジア進出の動向を以ってして日系企業が「ボーダレス」時代に入ったと当然の如くとらえる見解は

多い。しかし、企業が「多国籍化」という概念の前提には「ボーダー（国境）」に囲まれた領域である国（国籍）が存在すること、世界経済が統合に向けて動いているとしても、各国の法制度的、経済政策的、社会的、文化的な、また資源内容にみられる「ボーダー」が近未来において撤廃されることは有り得ない。企業は多くの選択肢から、それらの相違、すなわち、「ボーダー」故に生じる問題をいかに最小限に抑え、企業収益を最大化するか、また「ボーダー」が存在する故の優位性を考慮に置いて、進出地をスクリーニングする点（中国とインドの優位性には第7章で触れた）を鑑みると、通信、交通手段の物理的な障壁が年々消滅しつつあるゆえの「ボーダレス」と企業活動の上での「ボーダレス」はその概念を分けて考えるべきであろう点をここでは提起した。

第3番に提起したのは、物理的には「ボーダレス」でも、現実の企業活動においては「ボーダフル」故に生じる知的財産権の問題である（第5・6章）。何故、GATT（関税貿易に関する一般協定）Uruguay Roundで、そしてWTO（世界貿易機関）では知的財産権が取り上げられざるをえなかったのか、日本においては何故その国体を定める憲法よりも先に工業所有権制度が整備されたのか、そして、近年、発展途上国諸国は何故に、知的財産権制度の確立をそれ程に急いでいるのか、また、近年何故に、日系企業は米国企業との摩擦に恐れおののかざるをえなかったのかという問題を検討し、それらの問題を経済・経営学の視座に取り入れなければならない必然性、すなわち、「企業の多国籍化と技術移転」の問題の中核である「ボーダーがある故に摩擦が生じる知的財産権」の問題と、産業発展における知的財産権の意味を問直したつもりである。

依然、「ボーダー」が明確に存在するポスト雁行形態の時代、かつてのような多国籍企業とその受入れ国の関係は、その構図を大きく異にしている。「技術」というものは留まることを知らずに加速化し、その開発にはかつてない程莫大な費用が必要である。しかし、その模倣は比較にならない程容易

である。

そして、従来の輸出市場が国際市場へと統合されていく中では、かつての巨大多国籍企業であっても、1社のみでその市場へ戦いを挑むことは不可能である。それぞれの優位性を楯に幾つかの企業が戦略的提携を結ぶことでしか、国際市場への参入が不可能となりつつあり、企業は技術をめぐっての戦略的提携合戦を繰り広げている（第4章）。この提携は、機会主義的な特徴に彩られた国際市場での大競争を生き抜くための提携である。しかしながら、この提携に関わってくるのは、すでに述べたように企業だけでない。優位性を維持し続けたいと願う、または再生をかけるバーチャル企業として諸国家と企業との提携でもある。

本書は以上の通り、現在も通説的である「アジアにおける雁行形態的發展論」に疑問を呈し、「技術移転の鍵となる知的財産権」の重要性を問直すということから、「ポスト雁行形態」の経営戦略を分析したものである。

(論文審査結果)

「企業の多国籍化と技術移転――ポスト雁行形態の経営戦略――」と題するこの論文は、近年発展めざましいアジア諸国の経済を主として念頭に置いて、企業の多国籍化と、それに伴う技術移転の問題とを、経済学の観点をも十分に取り入れながら、経営学的に分析したものである。その主たる分析視角は、「雁行形態」論と、「知的財産権」の問題とである。

アジアの経済発展については、従来赤松要教授(一橋大学)の「雁行形態」論が著名である。1937年に発表され、伝統的製品を追跡者(後発国)側から分析するこの理論は、その産業が「輸入」「国内生産」「輸出」の三段階を、順次通過することに着目する。しかし出願者は、急速な技術進歩を背景として、多国籍化した企業が国際市場で激しく競争する現代においては、そうした議論は必ずしも妥当しないと考え、それを「ポスト雁行形態」時代と呼ぶ。

この「ポスト雁行形態」時代においては、1960～70年代とは異なっていて、途上国は先進国の多国籍企業にたいする警戒的な態度を捨て、その政府が積極的な態度で外国企業との交渉に臨んでいることが注目される。しかしそれは、一部の性急な論者のいうように、世界が「ボーダーレス」になったことを意味するものではなく、むしろボーダーが以前より強く意識される傾向があるとさえいえるかもしれない。端的にそれを象徴するのが、「知的財産権」をめぐる紛争が多発していることである。

以上であらましを紹介したように、出願者は最近の世界経済の動向を冷静に見据えながら、これまで学会であまり取扱われていないいくつかの論点について、はなはだ独創的な見解を提出している。分析はいささか荒削りで、たとえば「雁行形態」論については、その解釈について審査委員の一部から疑義が表明されたが、それはこの論文の貢献を大きく傷つけるものではないと思われる。したがってこの論文は、博士(学術)を受けるに値する水準に、充分達しているものと判定される。